

第6号様式（表）

介護保険住宅改修費受領委任払いに係る確約書

年 月 日

墨田区長 あて

届出者

所在地

事業者名

代表者名

㊦

介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者の登録を届け出るに当たり、以下の事項を遵守することを確約します。

（基本事項）

- 1 「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月31日厚生省告示第95号）」に定める住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び墨田区の要綱等を遵守すること。
- 2 登録の有効期限は登録を決定した日から3年間とし、更新の際には必要な手続を行うこと。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の心身の状況に応じた適切な住宅改修を行うとともに、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- 4 住宅改修を行うに当たっては、墨田区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者並びに保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの必要な連絡調整を行うこと。
- 5 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、介護保険住宅改修費受領委任払いを利用することができるかどうかを確認すること。また、被保険者が契約する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに対し、過去の住宅改修の利用実績を確認すること。
- 6 住宅改修の内容、規模、費用等については、施工前に被保険者及び家族に対し十分な説明を行うこと。

（理由書の作成）

- 7 住宅改修が必要な理由書については、被保険者が契約する居宅介護支援事業者の担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターの職員が記入することとし、その双方ともと契約がない場合のみ、介護保険住宅改修費受領委任払い登録事業者の登録を受けた事業者（以下「受領委任払登録事業者」という。）に所属する住環境コーディネーター2級以上の資格を持った者が記入すること。

第6号様式（裏）

（記録の整備）

- 8 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。

（指導・調査等）

- 9 区が住宅改修に関して指導又は調査の必要があると認め、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は助言を行った場合には、これに応じること。

（費用の徴収）

- 10 住宅改修費については、被保険者に対し保険給付分を除いた自己負担額の支払を求めるものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

（苦情処理）

- 11 利用者から苦情又は相談があった場合、状況を詳細に把握するための聞き取り等を行うこと。また、苦情については、利用者の立場を考慮し、事実関係の特定を慎重に行い、誠実かつ迅速に対応すること。その他、受領委任払登録事業者において処理できない内容については、墨田区等関係機関との協力により、適切な方法により対応すること。

（損害賠償）

- 12 住宅改修の施工に伴い、受領委任払い登録事業者の責めに帰すべき事由により被保険者等の身体、財産等に損害を与えた場合、その責任の範囲において被保険者等に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

- 13 受領委任払い登録事業者の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を漏らさないこと。また、従業員であったものに、業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容とすること。

（情報公開）

- 14 区が、登録の内容に基づき、受領委任払い登録事業者の情報を公開することに同意すること。

（登録の取り消し）

- 15 関係法令、要綱又は本確約に違反した場合は、区長は登録を取り消すことができるとともに、その内容を公開することができるものとする。

（その他）

- 16 登録内容に変更があった場合、速やかに区長に届け出ること。